

ドイツの「民衆扇動罪」 「在特会」が跋扈する日本で考える

木戸衛一（大阪大学大学院国際公共政策研究科教員）

I

去る12月4日、「在日特権を許さない市民の会」（「在特会」）の一団が、京都朝鮮第一初級学校の前で、同校が公園を不法占拠しているという言いがかりをもとに、「スパイの子どもたち！」「朝鮮学校を日本から叩き出せ！」などと、聞くに堪えない罵詈雑言で教員や子どもたちを恫喝・脅迫し、器物損壊を働いた。ところが、警備の要請を受けて出動した警察官は、彼らの妄動を放置するだけであった。

実はそのちょうど1週間前、私の所属する大学院でも、「在特会」が騒ぐかもしれないと懸念されていた。と言うのも、韓国「ナムの家」からハルモニを招いて大阪・京都で開かれた証言集会のプレイベントとして、歴史館研究員の村山一兵氏による講演会が企画されていたからである。

前日豊中警察署から連絡を受けた研究科長から、私は警備の申し出を受け入れるかどうか打診された。結局申し出は断り、講演会自体も無事に終わった。だが今思えば、白昼堂々の憎悪犯罪を警察に制止してもらえず、恐怖と不安の中でじっと耐えるしかなかった京都朝鮮第一初級学校の関係者（特に子どもたち）に比べ、頼みもしないのに警備を享受できる私たちの「特権」的立場を恥ずかしくさえ思う。

II

日本が1995年に加入した人種差別撤廃条約は、「人種差別」を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」と定義している。これに照らせば、「在特会」は、明白な人種差別団体である。

日本は条約締結に当たり、「人種の優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布」、「人種差別の扇動」等につき、処罰立法措置をとることを義務づけた第4条(a)および(b)に留保を付している。外務省のホームページには、「集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないか、・・・正当な言論を不当に萎縮させることにならないか、・・・罪刑法定主義に反することにならないか」など、この条項への疑念が示されている。

おかげでこの国では、「反差別法」のような、国内で条約に実効力をもたせる法令も制定されていない。このことは、「在特会」のような活動を増長させる一因となつていよう（もっとも、京都朝鮮第一初級学校的一件は、現行法の範囲内でも、威力業務妨害などで十分取り締まれたはずである）。

ところで、人種差別撤廃条約は、ナチス=ドイツのユダヤ人虐殺やアパルトヘイトを背景に、1950年代末西独などでの反ユダヤ主義の高まりを直接的なきっかけとして、1965年12月に国連総会で採択された。つまり、ドイツの「過去」は、この条約の存在と切っても切れない関係にあるのである。

それでは、往時軍国日本とともに、民主主義を原理的に否定し、洋の東西で覇権を分け合おうとしたドイツは今日、人種差別を扇動し、憎悪を掻き立て、暴力行為を促すような言動に、どのような法的規制を設けているのであろうか。

III

日本の排外主義者たちは、かつての自国の植民地主義・帝国主義政策を「自存自衛」と正当化し、戦争犯罪の事実を否認する。こうした歴史修正主義は、ドイツでは、刑法第130条「民衆扇動罪」（Volksverhetzung）により、訴追の対象となる。

その第3項は、「ナチ支配のもとで行われた、国際刑法典〔Völkerstrafgesetzbuch vom 26. Juni 2002：国際刑事裁判所ローマ規程を国内法に修正的に変換したもの-木戸〕第6条第1項に示された行為〔民族殺戮-木戸〕を、公共の平和を乱す形で、公然とまたは集会において容認し、または事実を否定・無害化した者は、5年以下の自由刑または罰金刑に処せられる」、さらに第4項は、「公然とまたは集会において、ナチズムの暴力・専制支配を容認・賛美・正当化することにより、犠牲者の尊厳を傷つける方法で公共の平和を乱す者は、3年以下の自由刑または罰金刑に処せられる」と定められている。

極右・国民民主党（NPD）のギュンター・デッカー（Günter Deckert）前党首は、ホロコーストを否認し、この民衆扇動罪で何回も訴追されている。1991年6月党首に選出されたデッカーは、同年11月ヴァインハイムで、1988年の「調査」を通じて、アウシュヴィッツ=ビルケナウ絶滅収容所のガス室の存在を否定した、米国人「ガス室専門家」フレッド・ロヒターを招き、歴史修正主義の会議を開催した。席上デッカーは、ユダヤ人大量ガス殺の「証拠」はなく、「600万人」というユダヤ人の犠牲者数は「象徴的数字」に過ぎず、ユダヤ民族が1933年にドイツに宣戦布告したのだと公言した。

1年後マンハイム地裁は、デッカーに、保護観察付き1年の拘留刑および罰金1万マルクの有罪判決を下したが、被告・検察双方が控訴、カールスルーエの連邦最高裁判所も判決を棄却した。1994年3月、マンハイム地裁は、改めてほぼ同じ内容の判決を下した。ところが、判決理由の中に、被告が「常に心底にある政治的確信のために、大いに力を尽くし、著しく時間・エネルギーを費やして戦っている」などと、まるで賞賛するような文言が散見し、ドイツ中が騒然となった。

翌月連邦最高裁判所は、この判決も棄却し、保護観察なしの2年の拘留刑という判決を下した。デッカーは、民衆扇動、人種憎悪の教唆、故人の追悼への侮辱、名誉毀損などを繰り返していたが、1995年11月、休暇から戻ったところを、フランクフルト空港で逮捕された。

デッカーは、翌年3月の党大会で、獄中からNPD党首に再立候補、僅差でウド・フォイクト（Udo Voigt）現党首に敗れた。彼は2000年10月に釈放され、一部極右の間で「殉教者」「英雄」「政治犯」などと崇拜されもしたが、2005年10月の党大会で、「非民主的指導スタイル」を理由に党の役職を解任され、さらには党を除名されるに至った。

IV

このようなデッカーの政治的末路を見ると、日本でも「民衆扇動罪」を設けて、「南京」や「慰安婦」で妄言を繰り返す政治家を、国会ではなく刑務所送りにしたくもなる。だが、ドイツで今も行われる歴史歪曲や人種差別的な言動が、その都度この罪状で摘発されているわけではない。しかも「民衆扇動罪」は、実は「諸刃の剣」の機能を果たしている。

刑法第130条の第1項は、「公共の平和を乱すのに適した方法で、

1. 一部住民への憎悪を煽り、あるいはその人たちに対する暴力的または専断的処置を促すか、
2. 一部住民を侮辱し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することで、他者の人間の尊厳を攻撃する

者は、3ヵ月から5年の自由刑に処せられる」と定めている。

また第2項は、「一部住民、あるいは民族的・人種的・宗教的な、またはその民族性（Volkstum）に規定された集団に対する憎悪を煽り、彼らへの暴力的または専断的処置を促すか、一部住民あるいは上に述べた集団を侮辱し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することにより、他者の人間の尊厳を攻撃する文書」を準備・配布した者は、「3年以下の自由刑か罰金刑に処せられる」としている。

この規定の予先が、あろうことか反戦運動に向けられる場合もある。湾岸戦争の最中、ある平和運動家が、自分の車に、ヴァイマル共和国時代の文筆家、クルト・トゥホルスキの「兵士は人殺しだ」という警句を貼って、「民衆扇動罪」に問われた。トゥホルスキは、1931年8月4日に発行された『ヴェルトビューネ』で、「4年間、国中で人殺しが義務とされ、30分もそこから離れるのを厳しく禁じられた。私は人殺しと言ったか？ もちろん人殺しと。兵士は人殺しだ」と論じていた。

1994年9月19日、連邦憲法裁判所は、この活動家に無罪を言い渡した。それは、「言論の自由」を擁護したからではなく、歴史的引用の明示を理由としたものであった。この判決に、連邦軍や保守派は激しく反発、2日後連邦議会は、「人殺しのレッテルの容認は、兵士から法的保護を奪い、兵士の人間としての尊厳を損なう」という抗議決議を可決した。ゲルト・シュルツェ＝ロンホーフ少将は、「兵士が人殺しと同じなら、連邦憲法裁判所はナチス民族法廷に匹敵する」と敵意を剥き出しにした。

それから15年。今や連邦軍は、約7200名の将兵を海外に送り込んでいる（2009年12月16日現在）。そして、アフガニスタンでは、当初の治安維持活動や復興支援はどこへやら、いよいよ本格的な軍事行動が展開されている。昨年7月22日には、300人の連邦軍将兵が、アフガン兵800人、アフガン警官100人と合同で、タリバンに対する大攻勢を実施した。また9月4日には、クンドゥズ基地の司令官であるゲオルク・クライン連邦軍大佐の要請で、タリバンに乗っ取られた2台のタンクローリーに対して米軍機が空爆し、多数の民間人が死亡した。その後12月に入り、クラインの空爆要請の目的は、タンクローリーの破壊ではなく、タリバンの「根絶」にあったことが明るみに出た。

「二度と戦争をしない」は、「二度とアウシュヴィッツを繰り返さない」とともに、戦後ドイツ社会の二大公理だったはずである。ところが、1999年のユーゴ空爆で、戦後初めて戦闘行為に参加し、今またアフガニスタンにおいて、事実上の戦争への加担の度を深めているのに伴い、新兵の宣誓式などに際しての連邦軍に対する抗議活動を、「民衆扇動罪」で取り締まる事例が目立つようになった。こうした傾向は、昔の鉄十字勲章を想起させる「勇敢勲章」の制定（昨年7月6日）や、「われわれの連邦軍の死者に。平和・正義と自由のために」と記した「連邦軍栄誉記念碑」の除幕（同9月8日）など、「戦争文化」復権の動きとも連動していると考えられよう。

V

2001年8月31日～9月8日、南アフリカのダーバンで開かれた、国連主催「人種主義・差別撤廃世界会議」（人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容に反対する世界会議）は、人種主義・植民地主義の清算に向けた人類社会の重要な取り組みであった。シオニズムや、奴隷制への補償に関する意見対立から、米国とイスラエルが退場したが、欧州諸国も、謝罪・補償・「人道に対する罪」をめぐる強硬な態度を貫き、奴隷制・奴隷貿易のみを「人道に対する罪」と認め、植民地主義についてはそれが「人種主義・差別につ

ながる。犠牲（特にアフリカ大陸の人々、アジアの人々、そして先住民族）の苦しみを認めると同時に、その影響が昨今の社会経済的不平等につながっていることを認める」という文言にとどめさせることに成功した。

それでも、この決議が採択されたからこそ、2004年8月14日、ナミビアでのヘロ蜂起100周年記念式典にハイデマリ・ヴィーチョレク＝ツォイル経済協力開発相が出席し、かつての虐殺に対する「歴史的・政治的な、道義的・倫理的な責任」を言明することに繋がったと言える。蛇足ながら、フランスで最初の「奴隷制廃止記念日」が制定され（2006年5月10日）、イギリスで奴隷貿易廃止法成立200年に際し、ブレア首相が「深い悲しみと遺憾の意を表明」（2007年3月25日）したのも、その延長線上に位置づけられよう。

ところが、昨年4月20～24日、ジュネーヴでの国連人種差別撤廃再検討会議（ダーバンII）を、ドイツは米国などとともにボイコットした。その背後には、在独ユダヤ人中央評議会などの圧力が明らかに働いていた。

ホロコーストの負の遺産をもつドイツでは、イスラエル批判に「反ユダヤ主義」のレッテルを貼る傾向が強い。イスラエルによるガザ地区への一方的な殺戮・破壊に際しても、アンゲラ・メルケル首相は2008年12月27日、イスラエルのエフド・オルメルト首相との電話会談で、責任が「明白かつ排他的にハマス」にあると早々と言明した。しかし、「反・反ユダヤ主義」の立場からのダーバンIIボイコットは、あらゆる人種差別・排外主義と闘うという大原則への背馳を意味する。国際舞台でドイツがつとに強調する「人権」や「民主主義」も、しょせん二重基準に基づくものとの失望を招き、却ってその普遍的価値を貶めかねまい。

VI

それに比べて、旧ユーゴスラヴィアに生まれ、父親をナチに殺されたジョセフ・ラビド（Joseph Lapid）元イスラエル法相の発言は、説得力がある。彼は2007年1月、「私たちが殺害し始める前にディアスポラに追い込んだのは、火葬場やボグロムではなく、迫害、いやがらせ、投石、生計への打撃、脅迫、つば吐き、侮蔑だった」と回顧し、「小さな反ユダヤ主義者が途中で待ち伏せし、私たちが殴りつけることがよくあったので、学校に行くのが怖かった。ヘブロンのパレスチナの子どもと、どう違うのか」と、自国の現状を厳しく批判したのである。

ナチスが自負した「支配民族」にせよ、「在特会」らが奉じる「神国・日本」にせよ、究極の集団的ナルシズムとも呼ぶべき選民思想は、容易に他者を辱め、その人間性を剥奪しようとする。まさに、「愛国心は悪党の最後の拠り所」（サミュエル・ジョンソン）なのである。

日本に限らずヨーロッパでも、新自由主義の政治によって、労働と生存が不安定化し、格差・分断が深刻化する現実への不満をナショナリズムで回収しようとする動きがある。ちなみに、ドイツでは2006年8月、就労における、人種・民族的出自・性・宗教・世界観・障害・年齢・性的アイデンティティを理由とした不利益を阻止・排除するための「反差別法」（正式には「一般平等処遇法」）が施行された。

歴史を歪曲し、差別と排外主義を公然と標榜する「悪党」を、このまま野放しにしているのでは、日本の国家意思が疑われることになる。「在日」を初め、被差別部落・アイヌ民族・沖縄の人びとや、外国人・移住労働者の「異なる他者」の尊厳をあからさまに踏みにじる行為を禁じることは、「集会、結社、表現の自由等を不当に制約すること」にも「正当な言論を不当に萎縮させること」にもなるはずがなかろう。と同時に、市民社会の側も、「敵のイメージ」に煽られ、かつてのような「抑圧委譲」の愚を繰り返さない覚悟が求められている。